

令和 8 年第 5 回中津川市議会（定例会） 提出予定追加議案

令和 8 年第 5 回中津川市議会（定例会）に、条例 3 件の議案を追加提出します。

（条 例）

1、中津川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、改正する。

- ・ 令和 8 年税制改正を受け、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令が改正され、固定資産税の課税免除の特例を受ける特別償却設備に係る償却資産の適用範囲が定められた。
- ・ これに伴い、条例においても上記改正に合わせ、改正する。
- ・ 改正の内容
償却資産の範囲を下記のとおり定める。
 - ①建物及びその付属設備
 - ②構築物
 - ③機械及び装置
- ・ 施行期日 公布の日

2、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る中津川市固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、改正する。

- ・ 経済社会情勢の変化を踏まえ、企業の事業活動の持続的な発展を図るため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が改正され、地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置の対象に、承認地域経済牽引事業のための施設の用に供する機械及び装置が加えられた。
- ・ これに伴い、条例においても上記改正に合わせ、改正する。
- ・ 改正の内容
固定資産税の課税免除の対象に、承認地域経済牽引事業の対象施設において、新たに用に供する機械及び装置を加える。
- ・ 施行期日 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和8年法律第29号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

3、中津川市景観条例の一部改正について

景観法の一部改正に伴い、改正する。

- ・ 景観法の一部改正により、条例に項ずれが生じたため、改正する。
- ・ 施行期日 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日

お問い合わせ先

総務部 総務課 文書行政係 担当者：花田

電話：0573-66-1111（内線 442）

